

香川県条例第27号

香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画に定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の課税免除)

第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意（平成31年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

(申請書の提出)

第3条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日以後に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者の第2条に規定する当該対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(申請書の提出期限に関する経過措置)

2 第3条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなる場合にあっては、同条の規定にかかわらず、同日をその提出期限とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成35年3月27日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

4 この条例の失効前に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者の第2条に規定する当該対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、この条例の失効後も、なお従前の例による。